

また具体的な問題として、基本的習慣、おもちゃ遊びの問題、友だちの問題、マスコミと家庭の問題、児童文化財の問題、学習指導の問題、幼稚園保育所の問題、塾の問題等々子どもの日常生活に連る諸々の問題は非常に多い。そして、それらの方法的解決は、主として心理学的知見によつて達成されるものが多いのである。

このように見てくると、家庭教育の問題において心理学の果たすべき役割りは非常に大きいものがある。家庭教育の方法的技術的な諸問題は心理学の知見によつてほとんどすべて解決できるといつていいであろう。解決できるといつても、現在直ちに解決できないものも多いのであるが、そのほかに解決の方法がないといつていいのが現状であろう。

#### (4) 幼児教育・家庭教育における心理学の望ましい役割

以上、幼児教育および家庭教育において心理学のはたすべき役割りをわたしの立場に概観してきた。そして、以上に見られるとおり、この二つの教育の分野においては心理学が、一つの技術学として果たすべき役割りはきわめて大きいといわなければならない。

しかし、現実の問題として現在までの心理学がこの役割りのすべてを果しているとはいえない。そこにはまだ研究成果の十分に挙げられていない面も多いからである。そして、心理学が十分にこのような役割りを果たすためには、幼児教育および家庭教育という実際の立場から構成された問題意識に立つて研究を進めることが、今後望まれるのであろう。

〔紙数の関係で充分意をつくさない所は、拙著「保育学概説」(厚生閣刊) および「家庭教育」(光生館刊)を参照して頂きたい。〕

### 社会教育・青少年問題と心理学

山根 薫

心理学が人間行動のメカニズムを実証的に明らかにすることができれば、当然人間生活に役立つ諸科学の発展に対して一定の技術を提供することができる。その結果として、諸科学は、より大きい貢献を人間生活に与えるであろう。心理学を人間行動の科学とうけとる限り、このような技術学としてその任務を果せば、それで十分ではないか。もちろんそれは、心理学一般としてのうけとり方であつて、教育心理学となれば考え方は少しく変つてこなければならぬ。なぜなら教育心理学は「教育」という領域にその働き場をもつ特定心理学であるからである。教育という働きは、理想追求であつてみれば、それに参加する心理学も、必然的に理想追求への協同動作

をとらなければならないからである。そのように心理学をうけとめた時に、心理学が社会教育なり、青少年問題にどのように取りくんでいるかを考えてみたい。

#### (1) 青少年問題

最近の青少年問題として大きく浮び上つているのは、青少年非行である。これら非行は量質ともにとみに重大化しつつある。

非行数を見よう。昭和31年の全国少年犯罪検挙数は、100,758人であつたものが漸増して、38年度は174,351人と1.7倍にふくれ上つてきた。警察の補導を受けた青少年を含めると莫大な数に達する。質的には、集団化、凶悪化、低年齢化が顕著になつてきた。

この現実に対して社会は、拱手傍観としているわけではない。政府も種々の行政対策をたてている。総理府所管として中央青少年問題協議会を、地方に各都道府県青少年問題協議会を、また市に対しても義務設置を法定している。さらに非行原因防除の役目をも含めて児童福祉審議会を設けたり、あるいは地方独自にたとえば青少年愛護審議会といったものを県条令によつて設置したりして、非行化防止の重要性を懇えて協力を求めたり、行政指導をしたりしている。それらの委員会は、各地方とも活発に動いているし、民間団体もまたこれに協力している。

このような努力があるにもかかわらず、現実には少年犯罪は続発している。行政対策や民間団体の運動は全然無価値なのであろうか、それともこうした努力があつたから、この程度に抑えておくことができるのであろうか。そのいずれであるかを明らかにすることは不可能であるが、少なくともこの問題についての科学的研究の不十分であることは間違いない。とくに心理学的研究が必要であると考えられるが、有効な研究報告が見あたらない。従来の研究の示すところでは、たとえば今日の日本のマス・コミが示す実情は、青少年に大きい影響をよきにつけ、あしきにつけ与えているにちがいないが、マス・コミと青少年犯罪の関連については、むしろ否定的である。性典映画をみて、心身に現象的变化を生ずることは明らかにされても、その経験が人格形成や日常行動にどのような影響を及ぼすかを明らかにしていない。心理学がそこへ解剖のメスを入れない限り、心理学はその責任を果しているとはいえない。それぞれの心理学大会において、これまで夥しい研究発表がなされているが、それらの多くは青少年犯罪の実態調査に終つている。犯罪の原因さえ明確にされていないのであるから、ましてや指導方策として何をなすべきかについては、全くみるこ

がない。家庭環境について調査しても、パーソナリティ・テストを施しても、そこに出てきた結果は、たしかに一つの事実を示してはいても、その結果から具体的方策として何をなすべきかを提案していない。極言すればそれは単に心理学者のジレット・ンチズムを満足させるだけのものではないか。

今日の社会現象の中でも重大な危機感をさそうこの青少年非行について心理学は果して無能力なのであろうか。研究法がこれまでと同じ繰り返しであれば、業績の進歩はないであろう。研究上の現状打破は、恐らく有効適切な研究法の開発にまたなければならないであろう。日本人の独自の研究法なり、研究業績のあげられんことを待望してやまない。

しかしわれわれは荏然としてそれを待つているわけにはいかない。青少年犯罪は、今この時点においてもどこかで発生しているであろう。それを防止するためには、試行錯誤的であつても致し方ない。なんらかの手を打たなければならない。青少年問題協議会が、昭和39年度に全国に展開した指導目標は、

- (1) 青少年健全育成
- (2) 勤労青少年の教育と福祉
- (3) 公德心の向上

であつた。これまでも各年度毎に指導目標が揚げられ、ブロック会議、全国会議で多くの意見が甲論乙駁され、多くの対策が報告されてきたが、それらは思い付きにすぎず、実証を伴わず、その有効性についてはいささかも明らかにされていない。折角のよい思いつきがたくさんあるのだから、それらを実行にうつし、その有効性を検討すべきではないか。しかし、その実行と検討は、現在の協議会では不可能である。その任務は心理学者がひきうけるべきであらう。青少年非行は、人間行動に関する問題であるからである。そうした意味で、心理学者は、行政当局のつくつた各種委員会委員をひきうけ、行政対策についての助言と援助とをなすべきである。

現実にどれだけの心理学者が、これら委員として動員され、活躍の場をもつているかを知ろうとした。全国の国公立大学の心理学研究室に質問紙記入をお願いした。送付数74通に対し、返送数51通で69%の回収率であつた。回答の得られなかつた7県を除いた結果をみよう。心理学者にして現在および過去において、中央における各種委員会委員をやつているのは5人、都道府県青少年協委員は16県19人、市青少協10市10人、県条令による特別審議会委員7県8人にすぎない。また児童福祉審議会委員は14県15人である。さらに都道府県社会教

育委員の委嘱をうけているのは、8県11人、市社教で4市4人である。もちろんこれらの委員会に対する行政当局の考え方、取扱い方にも考えらるべき問題があるが、しかしそれにしてもこれら委員に心理学者が動員されることがあまりにも少ないのは、どうしたことであらうか。

青少年問題として取り上げられなければならないものには、(1) 非行防止、(2) 要保護児の援護、(3) 後期青少年教育、(4) 勤労青少年の保護と福祉、(5) 環境の浄化などがある。これらのどの問題をとりに上げてみても、心理学者が参与し、解決にあたらなければならないのではないか。

地方行政当局が心理学者を活用しようとする意図をもたないのは、かれらが心理学の有用性について盲目であるためか、もしくはあえて問題解決の熱意をもたないためか、それとも心理学者が心理学を有効に活用しないためか、さらに心理学者の誤まつた高踏性のためか、その原因はいずれにしても心理学者が青少年問題解決のために、現実に活躍することのあまりにも少ないのは遺憾である。もちろんその研究に精励されている心理学者がいないわけではない。全国にはいくつかこのための研究会がもたれている。たとえば金沢大学では、学内の諸種の研究会があつて、その一つが青少年問題研究会であり、また大阪府では、府内各大学の心理学者と府行政当局とが一体となつて研究体制をつくつていているといった例がある。こうした例は全国的にみればまだまだ少ない。こうした研究機関が諸所につくられ、すぐれた業績のあげられんことを望んでやまない。

## (2) 社会教育

同じことが社会教育委員についてもいえる。社会教育の問題点としてあげられるのは、(A)―(1) 社会教育組織、(2) 公民館の建設、(3) 公立図書館、(4) 青年学級、(5) 地域格差の是正。(B)―(1) 青少年教育、(2) 地域青年団、(3) 地域組織、(4) 婦人学級、(5) 職場教育、(6) 公民館定期講座。(C)―家庭教育学級。(D)―文化財保護。(E)―映画教育など多くのものがある。この中にはもちろん心理学者の出しやばらなくともよいものもあるが、またその援助と指導なしには効果をあげ得ないものもある。たしかに文部省社会教育委員会分科会委員として現在5人の心理学者が参加しているが、地方においては寥々たる事実はなんとしたことか。ここにおいてもまたわれわれの考えなければならない問題がある。

一例として家庭教育学級について考えてみよう。青少

## 教育心理学年報 第4集

年健全育成にしても、学校教育振興にしても、その成否の鍵を握っているのは家庭の親である。現代の子どもたちの生活行動を規定するのは、社会環境、学校環境、家庭環境のそれぞれの複合した条件であろう。社会、学校の環境条件の整備が急がなければならないが、一朝にしてできるものではない。しかし家庭は別である。親たちがその気になれば、今晚から実施できる。子どもの成長と発達に即応した導き方をすればよい。それを学んでもらうのが、家庭教育学級なのである。その重要性はいまさらいうまでもない。この学級がこれまでのPTA学級と大同小異のものに終らないためには、学級の教育課

程と指導法について十分なるくふうがなされなければならない。心理学者を動員して、その援助を求めさせなければならない。さらに家庭教育学級の講師としても大いに活躍すべきであろう。

以上述べたところは、心理学に携わるものとしての一方的見解であるとのそしりをうけるかもしれない。それはそれとしてわれわれは「乃公出でずんば」の気概をもって、これらの問題にとりくみ、心理学の効用を世に問うべきではないであろうか。大方の批判を乞う次第である。